

平成23年12月6日
午後1時30分 受領

平成23年12月6日

福島町議会議長 溝部幸基 様

福島町議会議員 9 番 熊野茂夫 ㊟

一般質問通告書

平成23年度福島町議会定例会12月会議において、次の件について質問したいので、
会議条例第63条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
「まちづくり基本条例」の検証について	<p>「まちづくり基本条例」が平成21年4月1日に施行され、今年度で3年が経過しようとしております。第33条には、「町は、この条例の内容について施行後4年を越えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直しをおこないます。」と規定しております。平成18年の「福島町自立プラン」の策定、その後の施行の過程でわが町での住民自治の実現を図るためには「町の憲法」が必要とされ、「福島町まちづくり基本条例町民検討委員会」の1年間にわたる検討作業を経て、この条例が制定されました。第1条で「福島町の住民自治」の実現を図ることをこの条例の制定目的とすると説明を加えています。</p> <p>第5章の18条から第22条、第6章の第24条から第28条と住民自治の実現のためには特に重要な条項が定められておりますが、条例の施行後これまでの各条項に係る町政の施策の実施結果、実施過程をどのように認識されているか、次の各条項についてお伺いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 第18条（総合計画）2. 第19条（財政運営）3. 第22条（災害などへの対応）4. 第24条（情報共有の原則）5. 第25条（情報提供）6. 第26条（説明責任）7. 第27条（応答責任）8. 第28条（個人情報保護） <p>以上、各条項についてお答えください。また、検証及び見直しの作業予定についても加えてお伺いします。</p>	町長

- 注) 1 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。なお、記載外については、質問できません。
2 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
<p>養殖事業について</p>	<p>こんぶ養殖事業について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本年の基本的統計数値をお知らせ願いたい。①町全体の生産量及び販売額、②各養殖漁家の生産量及び販売額の平均、③過去3年間の販売単価比。 2. 養殖施設の現況は来年の生産に支障がないのか。 3. 各船揚場における漁船の上げ下げを円滑に行うための整備状況は十分であったのか。 4. 各養殖漁家の本年度の労働力の確保状況は十分であったのか。 5. 以上、1～4の数値及び状況を踏まえ、今後の当町のこんぶ養殖事業の見通しをどのようにお考えか伺います。 	<p>町 長</p>